

毎週火、金曜日発行(但休日該当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 選管告示 県議会議員の選挙
県議会議員の選挙における選挙長及び選挙長職務代理者
県議会議員の選挙における投票用紙の様式等
県議会議員の選挙の補充選挙人名簿の調製等
県議会議員の選挙における候補者の選挙運動の支出金額の制限額
県議会議員の選挙における選挙会の場所及び日時
- ◇ 鳥取市選挙区選挙長告示
県議会議員選挙の選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを行う場所等
- ◇ 米子市選挙区選挙長告示
- ◇ 倉吉市選挙区選挙長告示
- ◇ 境港市選挙区選挙長告示
- ◇ 岩美郡選挙区選挙長告示

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和三十三年法律第百八十八号)第一条第一項の規定により、鳥取県議会の議員の一般選挙を昭和三十四年四月二十三日に執行する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和三十四年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区 選挙すべき議員の数
鳥取市 七人

- ◇ 八頭郡選挙区選挙長告示
- ◇ 気高郡選挙区選挙長告示
- ◇ 東伯郡選挙区選挙長告示
- ◇ 西伯郡選挙区選挙長告示
- ◇ 日野郡選挙区選挙長告示

米子市	六人
倉吉市	三人
境港市	二人
岩美郡	二人
八頭郡	五人
気高郡	二人
東伯郡	六人
西伯郡	四人

日野郡

三人

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者を、それぞれ次のとおり選任した。

昭和三十四年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区	職名	住	氏名	選挙長の執務場所
鳥取市	選挙長 同職務代理者	鳥取市西町三六七番地 鳥取市東町二一七番地の六	松久 常藏 西尾 紘平	鳥取市西町二九〇番地
米子市	選挙長 同職務代理者	米子市加茂町一丁目一二二番地 米子市奥谷四五七番地	青戸 辰午 佐藤 徳堯	米子市中町二〇番地
倉吉市	選挙長 同職務代理者	倉吉市河原町 倉吉市大正町	小川 貞寿 前川恒太郎	倉吉市葵町七二番地
境港市	選挙長 同職務代理者	境港市朝日町三七番地 境港市竹内町一、二一〇番地	西 莊 竹岡 貞	境港市上道町 一、七〇三番地

岩美郡	選挙長 同職務代理者	鳥取市若桜町 鳥取市東町七八番地	山本鉄太郎 中川 一郎	鳥取市東町九九番地
八頭郡	選挙長 同職務代理者	倉吉市西岩倉町 岩美郡岩美町高山	野坂 綱定 田中 万藏	鳥取市東町九九番地
気高郡	選挙長 同職務代理者	八頭郡若桜町若桜 鳥取市立川町一丁目一〇四番地	圓井 潔 山岡 峻一	鳥取市東町九九番地
東伯郡	選挙長 同職務代理者	東伯郡羽合町上浅津 東伯郡赤碓町八幡	沢 末春 上林 由造	倉吉市仲之町 七三五番地
西伯郡	選挙長 同職務代理者	米子市久米町三九番地 西伯郡岸本町小町一五七番地	小倉 俊男 妹尾 善夫	米子市東町九七番地
日野郡	選挙長 同職務代理者	日野郡根雨町舟場四四四番地 日野郡根雨町根雨三五〇番地	三好 義治 遠藤 計	米子市東町九七番地

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び

不在者投票用封筒におすべき印を、次のとおり定める。

昭和三十四年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙の様式

○ ちゆう 意い

一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

折目
こうほしやしめい
候補者氏名

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

裏

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会之印

表

備考

- 一 文字は、黒字印刷とする。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
- 二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙につき調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の間及び方法を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十四年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日

昭和三十四年四月十日

二 申請期間及び申請の方法

昭和三十四年四月十一日から四月十三日までの間に住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期限

昭和三十四年四月十五日

四 縦覧及び異議申立期間

昭和三十四年四月十六日から四月十八日まで

五 異議決定期限

昭和三十四年四月十九日

六 確定期日

昭和三十四年四月二十日

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

昭和三十四年四月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区

候補者一人につき支出できる選挙運動費用の制限額

鳥取市	一五一、九〇〇円
米子市	一六三、二〇〇円
倉吉市	一八一、三〇〇円
境港市	一七六、五〇〇円
岩美郡	一八一、三〇〇円
八頭郡	一五二、二〇〇円
気高郡	一四九、一〇〇円

東伯郡 一四四、四〇〇円
 西伯郡 一七一、四〇〇円
 日野郡 一四二、六〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時を、それぞれ次のとおり定める。
 昭和三十四年四月八日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙区	場	日	時
鳥取市	鳥取市西町二九〇番地 鳥取市役所	昭和三十四年四月二十七日午後一時	
米子市	米子市中町二〇番地 米子市役所	昭和三十四年四月二十七日午後一時	
倉吉市	倉吉市葵町七二番地 倉吉市役所	昭和三十四年四月二十七日午後一時	
境港市	境港市上道町一、七〇三番地 境港市役所	昭和三十四年四月二十七日午後一時	
岩美郡	鳥取市東町九九番地 鳥取県庁	昭和三十四年四月二十七日午後一時	
八頭郡	鳥取市東町九九番地 鳥取県庁	昭和三十四年四月二十七日午後一時三〇分	
気高郡	鳥取市東町九九番地 鳥取県庁	昭和三十四年四月二十七日午後二時	
東伯郡	倉吉市仲之町七三五番地 中部県税事務所	昭和三十四年四月二十七日午後二時	
西伯郡	米子市東町九七番地 西部県税事務所	昭和三十四年四月二十七日午後二時	
日野郡	米子市東町九七番地 西部県税事務所	昭和三十四年四月二十七日午後一時三〇分	

鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取市選挙区選挙長告示第一号
 昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の鳥取市選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日
 鳥取県議会議員鳥取市選挙区選挙
 選挙長 松久 常 藏
 一 場所 鳥取市西町二九〇番地 鳥取市役所
 二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

米子市選挙区選挙長告示

米子市選挙区選挙長告示第一号
 昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の米

子市選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日
 鳥取県議会議員米子市選挙区選挙
 選挙長 青戸 辰 午
 一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所
 二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

倉吉市選挙区選挙長告示

倉吉市選挙区選挙長告示第一号
 昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の倉吉市選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次

のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員倉吉市選挙区選挙

選挙長 小川貞寿

一 場所 倉吉市菱町七二番地 倉吉市役所

二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

境港市選挙区選挙長告示

境港市選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の境港市選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員境港市選挙区選挙

選挙長 西 莊

一 場所 境港市上道町一、七〇三番地 境港市役所

二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

岩美郡選挙区選挙長告示

岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の岩美郡選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員岩美郡選挙区選挙

選挙長 山本 鉄太郎

一 場所 鳥取市東町九九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

八頭郡選挙区選挙長告示

八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の八頭郡選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員八頭郡選挙区選挙

選挙長 野坂 綱 定

一 場所 鳥取市東町九九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

気高郡選挙区選挙長告示

気高郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の気

高郡選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員気高郡選挙区選挙

選挙長 圓井 潔

一 場所 鳥取市東町九九番地 鳥取県庁

二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

東伯郡選挙区選挙長告示

東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の東伯郡選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次

のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員東伯郡選挙区選挙

選挙長 沢 末 春

一 場所 倉吉市仲之町七三五番地 中部県税事務所
二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

西伯郡選挙区選挙長告示

西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の西伯郡選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員西伯郡選挙区選挙

選挙長 小 倉 俊 男

一 場所 米子市東町九七番地 西部県税事務所
二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

日野郡選挙区選挙長告示

日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和三十四年四月二十三日執行の鳥取県議会の議員の日野郡選挙区選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

昭和三十四年四月八日

鳥取県議会議員日野郡選挙区選挙

選挙長 三 好 義 治

一 場所 米子市東町九七番地 西部県税事務所
二 日時 昭和三十四年四月二十一日午後一時

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

九行日火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町 印刷所